

第2章 災害予防

第1節 総 則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していくことが必要である。

また、自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、県、市民、事業者、自主防災組織及びボランティア等はその責務や役割を認識するとともに、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市及び県は、「想定外の常態化」ともいえるべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業及び団体等の社会における様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における災害に対する備えを促進する。

(3) 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

市は平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行

えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

加えて、市、県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、被災者支援システムを活用するものとする。

(6) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市及び県は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(7) デジタル技術を活用した防災対策の推進

市、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

(8) 被災者支援の仕組みの整備

市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2項 防災業務施設及び設備等の整備

1 気象観測施設及び設備等

市は、自然現象の観測等に必要な気象観測施設や設備等を整備し、観測体制の充実と強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関または地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象

測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設及び設備等

市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓及び防火水槽等の消防用水利並びに消防通信施設及びその他の消防施設や設備の整備と維持管理に努め、災害時の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するための、化学車等の維持管理には十分配慮するとともに、化学消火薬剤等の備蓄と整備を図る。

3 通信施設及び設備等

市は、防災に関する情報の収集と伝達の迅速化を図るため、防災拠点間や防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信の確保を可能とするため、無線通信施設等を整備し、その機能と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。また、万一これら施設等に被害が発生した場合に備えて、非常用電源や予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図るものとする。

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

4 水防施設及び設備等

市は、水防活動の拠点施設である防災ステーションの適切な管理運用を図るほか、重要水防箇所等について把握するとともに、水防活動に必要な水防資機材を備蓄する。

5 救助施設及び設備等

市は、人命救助に必要な車両、救助器具、担架及び救命胴衣等の救助用資機材の整備充実を図るとともに、救助用食糧や生活必需品等の物資について有効かつ適切に活用できるよう整備し、平常時から点検及び改善を行う。

6 災害対策本部施設の整備

市は、災害対策活動の中枢拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能を持った代替施設の整備を図り、また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

また、来庁者用の駐車場については、緊急通行車両用の駐車場など、災害応急対応のために必要なスペースとする。

7 臨時離着陸場等の整備

市は、県の組織した防災航空隊が行う緊急活動に供するための緊急離着陸場を設定し、その機能の確保を図る。

（1）緊急離着陸場の選定

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいは、ヘリコプターによる救急、救助の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設けるものとする。

(2) ヘリポート等の整備

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努める。

また、緊急離着陸場においてヘリコプターが安全に離着陸できるよう、周囲に障害となるものが生じないよう維持管理に努める。

8 防災拠点施設の整備

(1) 市広域防災拠点施設の指定

市は、災害時に迅速に災害対策活動を展開するため、次の機能を有する広域防災拠点施設をあらかじめ指定し、整備を図る。

ア 救助活動拠点

市外から派遣される多数の警察、消防並びに自衛隊の救助部隊を受け入れるための拠点

運動公園 正木町大浦 602 番地

イ 地域内輸送拠点

市外から届く支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

市民会館 福寿町浅平 3 丁目 25 番地

文化センター 竹鼻町丸の内 6 丁目 7 番地

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス及び上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

浄化センター 下中町市之枝 6 丁目 191 番地

その他、**水源地等**

9 その他施設及び設備等

市は、災害のため損壊した道路河川等の復旧等に必要な機械器具の調達及び操作員の確保を迅速に行うため、民間との協定を推進する。

また、特に防災活動上必要な公共施設や避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図る。

第3項 災害応急対策組織の整備

1 市本部職員の配置

各部班は、災害時の職員別分担任務及びその配備場所等をあらかじめ定める。なお、消防機関及び水防機関における職員の配置等については「羽島市消防計画」及び「羽島市水防計画」の定めるところによる。

2 事前措置等の代行

災害対策基本法に基づき市長が行う次の権限のうち、市長が報告を受けて、その執行の決定を

する暇のない事項は、その場に居合わせる消防吏員等の本部職員が市長に代理し、その場で執行する。

- (1) 避難の指示
- (2) 警戒区域の設定、その区域への立入禁止制限あるいはその区域からの退去命令

3 関係機関の防災組織の整備

土地改良区、農業協同組合等、市地域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、独自の防災体制を整備し、それぞれの応急措置の実施に万全を期する。

4 総合的防災体制の整備

防災関係機関等は、次の事項に留意し、市の総合的な防災体制の確立及びその強化に努める。

- (1) 防災会議の活用
市は、防災会議を随時開催し、防災関係機関の連携の確保に資すること。
- (2) 応援協定等の締結
災害対策を実施する上で、他機関の協力または応援が必要となる事項については、あらかじめ協定等の締結を行うこと。
- (3) 防災実働機関の連携体制の確立
災害応急活動及び災害復旧活動を迅速かつ的確に実施できるように防災実働機関相互の連携を密にし、活動内容を具体化しておくこと。

5 迅速な参集体制の整備

市は、以下の手段により、災害発生時の速やかな応急対策体制を確保する。

- (1) 勤務時間外における宿日直の実施
- (2) 災害対策本部運営支援システム(職員参集メール)
- (3) 緊急連絡網

その他、職員の徒歩等による参集時間、参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

第4項 災害に強いまちづくり

市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

【方針】

災害による被害を最小限に食い止めるには、市民一人ひとりが、平素から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、災害に対する備えを心掛けることが必要であり、あらゆる機会を通じて防災意識の高揚を図る。また、市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦及び外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、例えば、性差による被災時のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するような啓発に努める。

【実施担当部】

市長室 総務部 産業振興部 教育委員会 消防本部

【実施内容】

1 地域住民に対する普及

市、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。また、防災士資格取得に向けた支援を行い、羽島市防災コーディネーター登録制度による専門知識を有する人材の育成に努める。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 警報等発表時や 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難 の発令時にとるべき行動
- (3) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (5) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(6) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールを取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(7) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(8) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるように努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 幼児、児童及び生徒等に対する普及

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び羽島市防災コーディネーターや消防団員、防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、幼児、児童及び生徒等の発達段階と地域の実情に即した防災教育を行い、災害の発生等に関する科学的知識、避難方法及び災害予防と早期避難の重要性等の防災知識を身に付けさせるとともに、消防機関や自主防災組織等と協力して防災訓練を実施する。

3 職員に対する防災教育

市は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務または業務に従事する職員はもとより一般職員等に対しても防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務または業務等に関する講習会、研究会及び研修会等を実施する。

4 災害伝承

市及び防災関係機関は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

5 企業防災の推進

市は、企業の防災意識と防災力の向上を図る。また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを通じて、地域貢献や地域との共生など企業の社会的責任についての意識啓発を図る。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6 防災訓練への積極的参加

市及び防災関係機関等は、防災知識の普及と共助に基づいた災害時における防災対応行動力の向上を図るため、地域住民、自主防災組織及び企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第3節 防災訓練

【方針】

災害時において、市計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に行うとともに、毎年その内容を見直し、防災環境の変化に対応したより実効性の高い訓練になるように努める。

【実施担当部】

市長室 消防本部 各担当部局

【実施内容】

1 訓練方法

市、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害及び火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、実地または図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別もしくは合同して訓練を行う。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 応急対策体制の確認と評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認と評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関の相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の向上

市民一人ひとりが、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害や事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備を図るとともに、例えば、性差による被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

2 訓練種別

(1) 水防訓練

「羽島市水防計画」の定めるところにより実施する。

(2) 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の自治体や事業所等と合同して実施する。実施に当たっては、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施する。

(3) 避難等救助訓練

市及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防団

や消防本部及び消防団等と連携し訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場及び商業施設等多数の者を収容する施設にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害時の避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間または夜間を想定した避難訓練を1回以上実施する。

（4）総合防災訓練

市及び防災関係機関は、上記各種の基礎訓練を効果的に組合せ、防災関係機関と合同で、同一想定に基づく総合的な訓練を実施する。

ア 実施の時期

訓練に効果がある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

災害のおそれのある地域、または訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 方法

市及び防災関係機関、地元住民及び事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。さらに、NPO・ボランティア等に対しても、総合防災訓練への参加を求める。

市は、各部門別応急対策実施機関と合同して、おおむね次の科目について訓練を実施する。

気象警報等伝達訓練	⇒ 関係防災機関
通信訓練	⇒ 無線、その他関係機関
避難訓練	⇒ 警察、消防機関、学校
救助訓練	⇒ 消防、警察機関
救護訓練	⇒ 医療機関
炊き出し、その他救助訓練	⇒ 奉仕団体等
消防、水防訓練	⇒ 消防・水防管理団体
広域応援訓練	⇒ 災害応援協定締結機関
その他訓練	⇒ 関係機関

（5）自主防災組織等の実施する防災訓練

自主防災組織等の防災組織や関係機関により情報の収集及び伝達並びに出火防止、初期消火、避難誘導及び応急訓練及び避難所開設訓練を実施する。また、防災意識の向上や防災上の地域の問題点、課題を把握するため、簡易災害図上訓練（DIG）を実施し、地域での普及に努める。

市は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、防災組織や関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図る。

（6）広域災害を想定した防災訓練

地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

（7）その他の訓練

市及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連携を図り、それぞれの計画が円滑に遂行されるように、他の訓練と併せまたはそれぞれ単独で次の訓練等を実施する。

- ア 災害警備
- イ 気象警報等の伝達
- ウ 災害応急対策活動従事者の動員
- エ 災害情報等収集及び伝達
- オ 道路交通対策及び緊急輸送対策
- カ 情報連絡員や応援職員等の派遣
- キ その他

3 訓練の検証

市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

【方針】

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

【実施担当部】

市長室 消防本部

【実施内容】

1 自主防災組織づくりの推進

市は、災害時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。

2 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

3 人材の活用

市は、「防災士資格取得支援制度」や「羽島市防災コーディネーター登録制度」により専門知識を有する地域防災活動の担い手の育成を図るほか、消防職員及び消防団員のOBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした活動の充実を図る。

4 各自主防災組織の活動計画の策定

各自主防災組織は、災害時の活動を迅速かつ的確に行うため、毎年度ごとに活動計画を策定し、組織の編成、各構成員の役割、通常時及び災害時の活動内容を具体的に定めて、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

市は活動計画の具体的なモデル案を提示するなどして、必要な指導と支援を行う。

また、市は、地区居住者等から市計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があるときは、市計画の「地区防災計画」編に地区防災計画を規定する。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

5 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。

6 自主防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

7 研修の実施

市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。また、市は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

8 消防団、水防団及び交番等との連携強化

各自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、水防団、交番、駐在所及びその他自主的な防災組織との連携強化に努め、迅速かつ的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

9 施設および事業所等の自衛消防組織

市は、施設および事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

- (1) 施設及び事業所は、組織的な防災活動を行い、従業員や利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止または軽減に努める。
- (2) 市は、施設及び事業所等の自衛消防組織の整備と充実を指導する。また、地域住民の自主防災組織と施設及び事業所等の自衛消防組織との連携強化を図る。

第5節 ボランティア活動の環境整備

【方針】

市は大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、日本赤十字社岐阜県支部、羽島市社会福祉協議会や NPO・ボランティア等と連携を図り、平常時のボランティア登録の促進や研修制度によるボランティアの養成を通して、人員の確保と質の向上を図るとともに、コーディネート機能を整備し、迅速かつ円滑なボランティア活動を担保する。

【実施担当部】

健康福祉部（社会福祉協議会）

【実施内容】

1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、羽島市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害ボランティア支援協議会等を活用し、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

市及び県は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

羽島市社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行う。

市は、羽島市社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるための受け入れ体制づくりについて指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況を把握する。

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

羽島市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置し、広報及び啓発によるボランティア募集のほか、福祉教育や研修によるボランティア育成とともに、受け入れ側との連絡調整等を行う等のボランティア活動の推進を図る。また、市、県及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置と運営について指導及び支援を行う。

市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

羽島市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

市は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

(3) ボランティア活動拠点の整備

羽島市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動の拠点である福祉ふれあい会館にボランティア活動に必要な情報機器や設備等の整備を図る。

5 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市及び県は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋の災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域応援体制の整備

【方針】

大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられるため、あらかじめ他の防災関係機関と相互応援協定を締結するなど、速やかに災害応急活動等が実施できるように、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

【実施担当部】

市長室 総務部 企画部 消防本部

【実施内容】

1 広域応援体制の整備

市は、県または市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。

2 県域を越えた広域相互応援

(1) 県外の自治体との相互援助協定の締結

市は、下記の自治体とそれぞれ締結している「災害時における相互援助協定」に基づく自治体相互の応援が円滑に実施できるように努める。

協定先自治体：京都府向日市、奈良県桜井市、三重県鈴鹿市、福井県南越前町、茨城県守谷市、長野県須坂市、大阪府阪南市及び山形県村山市

(2) 防災関係機関との協力体制

市は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておく。

(3) 全国の被災市町村への応援

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

3 県内の相互応援

(1) 市災害時相互応援協定

市は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づく市町村相互の応援が円滑に実施できるように努める。

(2) 広域消防相互応援協定

市は、「岐阜県広域消防相互応援協定」「消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

4 その他の応援体制

緊急消防援助隊

市は、大規模災害または特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑かつ迅速に実施できるように努める。

第7節 緊急輸送網の整備

【方針】

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

【実施担当部】

建設部 市長室 総務部 産業振興部

【実施内容】

1 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の促進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。

2 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

市及び県は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は広域物資輸送拠点、市は地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置する。

県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておく。

市及び県は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

3 緊急通行車両の周知・普及

市及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的にするなど、その普及を図る。

第8節 防災通信設備等の整備

【方針】

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶や混乱は必至である。情報の収集や伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるため、情報通信体制の整備拡充を図る。

【実施担当部】

市長室 消防本部

【実施内容】

1 防災行政無線等の整備

市は、市本部、市内各町、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、地域防災無線、移動無線）及び避難所等との間の通信網の整備拡充を図る。特にデジタル方式による設備更新を計画的に実施する。

また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟及び、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(1) 同報系無線通信施設の概要

本部施設（親局施設） 設置場所：市役所 情報・防災庁舎 2階 防災通信室
送信出力：5W

遠隔制御装置 設置場所：消防本部指令室

情報配信装置 設置場所：市役所 情報・防災庁舎 1階 危機管理課
市役所 情報・防災庁舎 2階 防災通信室
消防本部指令室

受信施設（子局施設） 設置場所：市内 109 局

参考資料 12：「市防災行政無線（同報系）受信局設備一覧表」

(2) デジタル MCA 陸上移動通信

送信出力：2W

設置端末：81 台

2 消防その他の防災関係機関の防災用無線の整備

消防その他の防災関係機関は、通信の確保を図るため、無線通信施設の整備拡充に努める。

3 防災相互通信用無線の整備

市、県及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の主運用波・統制波を備えた無線局を整備するよう努める。

4 非常時の通信体制の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検を行

い、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないかまたはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

5 その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

(1) 衛星携帯電話

電話網の途絶に備え、衛星携帯電話を常備する。

(2) アマチュア無線

一般社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定を通じて、アマチュア無線の協力による情報の収集、伝達体制の整備を図る。

(3) インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(4) タクシー無線

一般社団法人東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

6 その他通信システムを作動させるための人的及び物的備え

市及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

7 情報の収集と伝達方法の多様化

(1) 災害現場からの情報収集

市は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

(2) 情報収集及び連絡システム

市は、情報収集や連絡のシステムの整備や活用を図る。

- ・携帯電話事業者の提供する緊急速報メールサービス
- ・水害防止対策システム
- ・災害対策本部運営支援システム（職員参集メールシステム）

市及び県は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第9節 火災予防対策

【方針】

大規模災害が発生した場合、火災の同時多発により、時間、季節及び風向等によっては大火災となるおそれがある。このため消防水利の損壊や応援団体相互の通信の混乱等の予期せぬ事態が発生する可能性も踏まえ、効果的かつ機能的な消火活動が展開できる体制を整備する。

【実施担当部】

消防本部

【実施内容】

1 火災予防の指導強化

(1) 地域住民に対する指導

市は、自主防災組織等の火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行う。

ア 火気使用器具の使用方法和周囲の整理整頓

イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭や事業所等での消火器及び消火用水の準備とその使用方法

ウ 火災予防条例の周知啓発

(2) 防火対象物の管理者等に対する指導

市は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

ア 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者及び防災管理者の選任並びに自衛消防組織の設置及び消防計画の作成

※消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導のこと。

イ 火気使用器具の使用方法和周囲の整理整頓

ウ 消防用設備の設置及び整備点検とその使用方法の確認

エ 防火対象物の予防査察の計画的な実施による火災発生危険の排除や火災予防対策の指導

オ 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築、新築及び改築等の段階での火災予防の徹底

(3) 初期消火体制の確立

市は、各家庭等で消火し切れない火災については、自主防災組織等で初期消火活動を行うことのできるように、次の設備等を整備し、その使用方法等を指導する。

ア 消火器具等

イ 自主防災組織用の小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽等

2 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

市は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害や同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア 羽島市消防力整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員及び消防団員の確保

イ 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進

ウ 必要な資機材等の整備

エ 救出活動を阻害する障害物の除去のために必要な大型建設機械の調達に向けた関係団体との協力体制の確保

オ 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

カ 同時多発火災の発生に備えた自主防災組織による消防力の育成強化

(2) 消防水利等の確保

市は、基準に適合するように消防水利を適正に配置すると同時に、消火栓の使用が不可能になる事態等に備えて消防水利の多様化を図る。

ア 耐震性貯水槽の整備

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握

ウ 水を輸送できる散水車やミキサー車等の民間車両の利用について、関係団体との協議

第10節 水害予防対策

【方針】

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「羽島市水防計画」によるが、水害と関連のある道路施設、治水事業、農地防災の各予防対策、避難に関する情報等については次に定めるところによる。

【実施担当部】

建設部 産業振興部 市長室 健幸福祉部 教育委員会

【実施内容】

1 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

また、出水時における道路及び橋梁の保全を図るため、特に次の事項について予防対策に努めるものとする。

- (1) 側溝整備
- (2) 水溝の浚渫工事
- (3) 出水期に流失または埋没のおそれがある橋梁、暗渠について地元住民に警戒を依頼し、標識等を設置
- (4) 水防資機材の整備

2 河川防災対策

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

市は、雨量、河川水位、河川の映像情報等、県より提供された防災情報等を水防活動に役立てる。

また、既に策定した「桑原川排水区浸水対策基本構想」に基づき、市街地における浸水対策事業を計画的に推進する。

3 農地防災対策

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

特に、排水施設については緊急度の高いものから順次、改修して行くとともに集中排水管理システムの整備も推進するなどのたん水防除事業を推進する。

4 水害リスクの開示

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

5 防災知識の普及

市は、防災関連行事を通じ、住民に対し、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、水・食糧を備蓄することについて、普及啓発を図るものとする。

市及び県は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

6 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第11節 渇水等予防対策

【方針】

飲料水の枯渇または災害により断水等のおそれのある水道施設について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備や協力体制の整備等を行う。

【実施担当部】

上下水道部 市長室

【実施内容】

1 現状の把握と施設対策

市は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

2 水道等の普及

市は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努める。

3 渇水期の広報と給水

市は、水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水の方法については、次によるものとし、その体制の整備に努める。

(1) 広報

- ア テレビ、ラジオ、新聞、市ホームページ等の利用
- イ 防災行政無線、広報車や掲示板等の活用
- ウ 自治会や大口利用者等へ節水協力の要請

(2) 給水の方法

市は、あらかじめ災害時に備え、主として次の事項について給水計画を定める。

- ア 給水拠点と給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車や給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法や非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）
- イ 主に避難施設、医療機関及び福祉施設等の給水場所の選定の基準
- ウ 必要となる資機材の確保の方法
- エ 関係職員の対応及び役割分担等

(3) 給水資機材の確保等

市は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合に、給水計画に基づく給水を可能とするための給水車、非常用電源及び非常用ポンプ等の応急用資機材の確保または備蓄に努める。

(4) 飲料水の緊急給水等

市は、緊急時における飲料水の確保が当該水道施設の範囲で困難な場合は、他の水道施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあっては、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

(5) 配水管の連結による近隣自治体からの応援給水

市は、緊急時の飲料水配給に向けて、配水管の連結による近隣自治体からの応援給水体制を

整備する。

参考 「上水道相互連絡管設置に関する協定書」

協定先：岐阜市、海津市、笠松町、岐南町

第12節 観光施設等予防対策

【方針】

市内の宿泊休養施設、運動施設及びレジャー施設等（以下「観光施設」という。）の利用者の安全を図るため、災害発生時に備えた体制の整備に努めるものとする。

【実施担当部】

産業振興部

【実施内容】

1 責任体制の整備

観光施設の経営者または管理者（以下、「管理者」という。）は、施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、消火や救助等を実施する組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害時に備える。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

2 気象予警報等の把握と避難

管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象情報の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図る。また、市及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定めるとともに、「避難の心得」、「避難順路」等を標示して利用者の早期避難に努める。

3 市との連絡体制

管理者は、観光施設に危険が予想されるとき市の連絡体制を整えるとともに、市長が発令する避難指示等が適切に伝達されるよう連絡体制の整備を図る。

また、市が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

4 周知徹底

市は、管理者に対して、1から3までの対策を講じるよう指導する。

第13節 避難対策

【方針】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民が、速やかに危険な場所から避難するために、避難路の安全を確保し、避難誘導體制の整備を図る。また、住宅の倒壊等により長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態も予想されるため、避難所の安全性と避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

【実施担当部】

市長室 企画部 市民協働部 健康福祉部 産業振興部 建設部 教育委員会 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 避難計画の策定

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、市及び県は住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進及び「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

また、報告を受けた市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

市は、県を通じて、市域や県域を越えた避難所開設や運営等について、県内市町村や周辺県とその調整を図る。

市は、国の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(1) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努めるものとする。

- (2) 市及び県は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。
- (3) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 市及び県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

3 一時避難場所

自主防災組織や自治会は、地域で組織的避難が円滑に行えるように住民が一時的に集合して待機する場所などをあらかじめ確保して、指定し住民に周知する。

4 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園や学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル等の民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

その他、災害の想定等により、必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、近隣市町に設けるものとする。

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮す

るものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達が出来るよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、自主防災組織等や施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

（4）避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定める。

5 避難路及び避難先の指定

市は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難路及び避難先を指定し、住民に周知するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

6 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制

県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、災害時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施する。

7 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

市は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達するものとする。

気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、市長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努めるものとする。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

8 要配慮者の避難誘導体制の整備

市は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握、共有及び避難支援計画の策定等の要配慮者の避難誘導体制の整備に努める。

9 避難情報の助言にかかる連絡体制

市は、避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備

を整えておくものとする。

10 浸水想定区域における避難確保のための措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川等として指定した河川に加え、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市の市長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。）、浸水範囲等を公表するとともに、市長に通知するものとする。

市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

市は、洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む市長は、市計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

11 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所等を明示した防災マップ、広報紙、PR 紙等を活用して広報活動を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、

切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

12 帰宅困難者対策

都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

13 避難所等におけるホームレスの受け入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

14 避難情報の把握

市及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

15 感染症の自宅療養者等の避難

市は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県の保健所との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努める。また、県の保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、

避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第14節 必需物資の確保対策

【方針】

公共備蓄や流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災や搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないおそれがあるため、個人や地域での備蓄及び広域応援による供給が必要である。また、被災者の属性や時間の経過に伴うニーズに適合する物資の確保が必要である。このため、家庭、地域及び事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他自治体との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備したうえで、最低限必要となる公共備蓄を行うことにより、円滑な食料及び生活物資の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

【実施担当部】

市長室 総務部 健康福祉部 産業振興部

【実施内容】

1 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、「食糧・物資等備蓄計画」の定めるところによる。

また、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 個人備蓄

大災害発生初期については、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後3日分の生活に必要な食糧や生活物資は原則として個人が備蓄する。

なお、市は、その啓発に努める。

(2) 公共備蓄

大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は市が当たるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

(3) 協力体制による物資供給

市は、生活物資確保のため、各機関と生活物資の確保等に関する応援協定を締結し、災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。

2 緊急輸送拠点の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

3 物資支援の事前準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者対策

【方針】

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後の高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体や地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況や特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制づくりを図る。

【実施担当部】

健幸福祉部 市長室 市民協働部 消防本部

【実施内容】

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 市計画

市は、市計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 個別避難計画

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施す

る者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ること、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（4）避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。

2 防災知識の普及、啓発及び防災訓練の実施

（1）市

市及び県は、地域における要配慮者の支援体制の強化と要配慮者の自らの災害対応能力の向上を目指して、地域住民や要配慮者等を対象に、防災知識の普及と啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において適切な防災訓練と防災教育が行われるよう指導するものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（2）施設等管理者

施設等管理者は、職員や入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自ら災害対応能力を高められるよう防災訓練、防災教育等を行うものとする。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

3 施設及び設備等の整備

(1) 情報設備の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システムや要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 福祉避難所の整備

市及び県は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。また、施設等管理者は災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努め、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の設備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 人材の確保とボランティア活用

(1) 市

市は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

5 外国人に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネットなど多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

6 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難す

ることが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」以下この節では「名簿」という。）を作成しておく。

(2) 名簿に掲載する者の範囲

名簿の作成に当たっては、生活の基盤が自宅にあり、かつ以下の要件に該当する者を掲載する。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障がい者
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で本人が希望し市長が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

なお、市は、担当部局の連携により、平常時より避難行動要支援者に関する情報を集約し名簿を作成するものとする。

また、市で把握していない情報の取得が、名簿の作成のため必要なときは県知事その他の者に対して、書面をもって情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

市は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう名簿を定期的に更新するものとする。

また、更新情報については、個人情報の適正な管理の下、市及び関係者間での共有を図る。

(5) 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た場合については、当該避難行動要支援者に関する名簿（情報）を避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめこれを提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援と安否確認体制の整備及び避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、市は名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法

等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

また、名簿の提供に当たっては

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・一部の地区の避難支援等関係者に対して市内全体の名簿を提供しない。
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ・施錠可能な場所で名簿の保管を行うよう指導する。
- ・受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

などの措置を講じる。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、自然災害発生時に、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせることで多様な手段の活用による情報伝達を行うことのできる体制を整備する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援活動の実施においては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体を守ることを前提となるため、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(9) その他

ア 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の行政機能が著しく低下することを想定し、クラウドでのデータ管理や県との連携などによる名簿のバックアップ体制を整備する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

イ 「災害時要支援者台帳」との関係

既に「羽島市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき作成された「災害時要支援者台帳」については、災対法第49条の10に基づく名簿とみなし、同様に取り扱う。

第16節 応急住宅対策

【方針】

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

【実施担当部】

建設部

【実施内容】

1 供給体制の整備

市及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第17節 医療救護体制の整備

【方針】

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

【実施担当部】

健幸福祉部 市民病院

【実施内容】

1 災害等医療救護計画の策定

市は、医療救護班等の編成、出動及び応急対策について羽島市医師会、羽島歯科医師会及び羽島薬剤師会と締結した協定に基づき、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

参考 「災害時の医療（助産）救護に関する協定書」協定先：一般社団法人羽島市医師会
「災害時の歯科医療救護に関する協定書」協定先：一般社団法人羽島歯科医師会
「災害時の医療救護活動等に関する協定書」協定先：羽島薬剤師会

2 救護所及び救護病院の整備

市は、医療救護計画に基づき、傷病者を処置、収容等を行う施設として、医療、歯科救護所及び救護病院として下記を指定する。

北救護所 羽島中学校体育館 足近町7丁目455番地
中救護所 竹鼻小学校体育館 竹鼻町1295番地1
南救護所 中島中学校体育館 上中町沖1593番地

3 効率的な医療を確保するための研修

市及び医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施する。

4 医療品等の確保体制の確立

市、県及び岐阜県赤十字血液センターは、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保及び献血促進

5 災害医療コーディネートチームとの連携

市は、災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うために設置される災害医療コーディネートチームとの連携に向けて、情報の収集や提供を速やかに行うことのできる体制の整備を図る。

第18節 防疫対策

【方針】

被災地においては、生活環境の悪化による被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確かつ迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

【実施担当部】

健幸福祉部

【実施内容】

1 防疫体制の確立

市は、災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画を策定する。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者または保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、患者の搬送体制の確立を図る。

第19節 都市災害対策

第1項 都市計画

【方針】

都市地域において地区を定め土地区画整理事業等による面的な基盤整備を行い、秩序ある土地利用計画を確立する。また、道路等の交通施設、公園緑地等の公共空地及び下水道等の都市施設の整備に当たっては、火災及び風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

【実施担当部】

建設部 上下水道部

【実施内容】

1 土地区画整理

市は、土地区画整理事業施行区域内の未施行区域において、土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上下水道等の都市施設を整備して、計画的な市街化を図る。

2 街路の整備

市は、都市内道路の新設や拡幅等の整備により都市内に空間を与え、火災の延焼防止を図るとともに、災害時における緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保する。

3 公園緑地の整備

市は、主に市街地において、規模と配置の適正化に留意しつつ公園緑地の拡充整備を図る。また火災の拡大防止及び災害時の避難施設としての安全性を高めるために、外周部に植栽を施し緑化を推進する。

4 防火地域等の指定

市は、都市の家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域及び準防火地域の指定により建築物の防災性能を強化する。

5 建築基準法第22条の区域指定

防火地域等以外で火災による延焼拡大の危険性のある地域においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく屋根の構造を制限する区域の指定について、県と協議を行う。

第2項 都市排水対策

【方針】

市街地の浸水防除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、浸水防除事業を推進する。

【実施担当部】

建設部 上下水道部

【実施内容】

都市下水路事業

市は、都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地における被害を防止するために、必要に応じて、排水ポンプ、排水路及び調整池等の整備を行う。特に排水ポンプの整備にあたっては、氾濫及び浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

第20節 建築物災害予防対策

【方針】

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

【実施担当部】

建設部 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 建築物防災知識の普及

(1) 実施の方法

市は、建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、広報誌、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行う。

(2) 教養普及事項

- ア 既存建物の保全対策
- イ 建築基準法等の普及
- ウ 政府施策住宅制度の導入
- エ 中高層融資制度の活用

2 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、第2章第9節「火災予防対策」に定めるほか、次による。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口及び避難設備等の施設の整備保全に努める。

(2) 防災診断の実施

県は、関係機関と協議して、既存の特殊建築物で一定規模以上のものを指定して、一定時期ごとに建築士に防災診断をさせ、その結果に基づき必要な指示及び指導をする。

(3) 確認検査の徹底

県は、特殊建築物の建築に当たって、現場検査を強化し、確認検査を重点的に行い、関係法令の履行徹底を期する。

(4) 防火管理者等の選任

消防法の規定に基づき防火管理者及び防災管理者を置かなければならない施設にあつては、適法な防火管理者及び防災管理者を選任し、その任務を明確にしておく。

(5) 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあつては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておく。

(6) 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握、初期消火等災害の防除活動内容及び収容者避難誘導等の組織及び方法等について防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

3 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難や救護等における重要な施設となるため、設置者及び管理者は、これらの施設の重要性に鑑み、防災対策の万全を期するとともに、特に無人化の進んだ施設については特段の注意をもって、防災設備の整備に努める。

4 空家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第21節 防災営農対策

【方針】

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

【実施担当部】

産業振興部

【実施内容】

1 指導等の実施

(1) 指導事項等

市、県及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を駆使し、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的かつ専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識や技術の普及を重点に行う。

(2) 指導等の方法

市、県及び農業団体は、防災営農に関わる知識や技能の普及を講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行う。

2 病虫害防除器具の整備

県及び農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努める。

3 災害用水稲種子の確保

市は、災害、特に水害による水稻種子の滅失時における対応として、速やかな水稻の再生産に向けた代作用種子の確保を図る。

第22節 ライフライン施設対策

【方針】

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害軽減のための対策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

【実施担当部】

建設部 上下水道部 市長室（各事業者）

【実施内容】

1 水道施設対策

市は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設と応援体制の整備等を行う。

- (1) 水源のネットワーク化による水道水の安定確保
- (2) 水道施設等の安全性の確保
- (3) 管路施設の整備
- (4) 非常電源の確保
- (5) 緊急時給水拠点の設定
- (6) 資機材の備蓄等
- (7) 広域的相互応援体制の整備

2 下水道施設対策

市は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の安全性の確保
- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用
- (4) 下水道台帳の整備
- (5) 中部ブロック及び県の災害応援体制の整備

3 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

4 都市ガス施設対策

都市ガス事業者は、災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行う。

- (1) 都市ガス施設の安全性の確保
- (2) 遮断バルブの設置促進
- (3) 防火、消火施設設備の充実
- (4) 保安電力の確保
- (5) 要員の確保
- (6) 代替熱源による供給体制の整備
- (7) 資機材の整備
- (8) 広域的相互応援体制の整備

5 LP ガス対策

LP ガス事業者は、災害発生時の LP ガス施設の災害及び LP ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行う。

- (1) 貯蔵施設及び充填施設の安全性の確保
- (2) 高圧ガス保安法に基づく供給設備及び消費設備の設置
- (3) 要員の確保
- (4) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

6 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

- (1) 鉄道施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材の整備点検
- (3) 要員の確保

7 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行う。

- (1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
- (6) 要員の確保

8 放送施設

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大

規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行う。

- (1) 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- (3) 放送設備等重要な設備について、代替または予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

9 電線類

道路管理者は、電線類の地中化を推進するものとする。

また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

10 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の確保
- (2) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所におけるプロパンガス設備の備蓄と協定によるプロパンガスの供給
- (4) 避難所への仮設トイレと配布と業者との協定によるバキュームカーの配備
- (5) アマチュア無線、タクシー無線及びインターネット等通信メディアの利用
- (6) 新エネルギーシステムの導入

第23節 文教対策

第1項 文教対策

【方針】

学校、幼稚園、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命と身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及及び訓練の実施等の適切な予防措置を講ずる。

【実施担当部】

教育委員会

【実施内容】

1 文教施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者または管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切に不燃化を講じた構造による建築に努める。また、校地等の選定や造成に当たっては、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

2 文教施設の予防対策

学校等の経営者または管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強や補修等(台風時における準備を含む)が迅速かつ的確に実施できるように、職員任務の分担や作業員の配置等について、平常時からその組織を整備する。

(2) 補修、補強及び修繕の実施

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所や設備の故障等の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合には、速やかに補修、補強または修繕に当たる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強及び修繕に必要な資材、器具等を整備する。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱い、または保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならない。特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じる。

4 防災教養

市、県及び学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に留めるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校等において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）や学校行事等と関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布したり、講習会や研究会等を開催したりして防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

5 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

6 避難その他の訓練

学校等の管理者は、災害時に適切な処置がとれるように避難計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況及び児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず自らの身体生命の安全を確保することを指導すること。また、救助活動に際しては、学校の施設や設備の状況及び作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。
- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を得られるように努めること。
- (4) 火災及び風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。
- (5) 訓練は年間3回以上実施すること。
- (6) 訓練の実施に当たっては、事前に施設、設備、器具及び用具等の状況について点検し、常に十分活用できるよう充足させるとともに訓練による事故防止に努めること。
- (7) 平素から、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言及び指導を受けること。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正を図ること。

第2項 文化財保護対策

【方針】

文化財の保護のために、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立及び防災施設の整備促進を図る。

【実施担当部】

市民協働部 消防本部

【実施内容】

1 防災思想の普及

文化財の所有者等は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

2 文化財施設の予防対策

(1) 文化財の所有者等

文化財の所有者等は、文化財を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫や収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓や消火器等を設置し防火に努めるとともに、火気の使用制限や施設内の巡視等を行い、火災をはじめとした災害予防に努める。

(2) 市

ア 指定文化財ごとに一覧表を作成し、文化財の保管状況の把握に努める。

イ 所有者等に対する防災知識の普及を図り文化財の適切な管理と保護対策について指導助言をする。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災及び防火設備の設置を促進する。

3 防災教養

文化財の所有者は、毎年、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

4 避難その他の訓練

文化財の所有者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

5 応急協力体制

文化財の所有者は、災害が発生した場合に備え、市、県、消防関係機関等との連絡及び協力体制を確立する。

第24節 行政機関の業務継続体制の整備

【方針】

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、行政における人的資源や物的資源が失われ、行政機関の業務継続に大きな支障を来すおそれがある。

このため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや、通常業務の早期復旧に向けた業務継続計画の策定に取り組むなどの予防対策を進める。

【実施担当部】

市長室 総務部 各担当部局

【実施内容】

1 行政における業務継続計画の策定

市は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受け入れることのできる体制の確立を図る。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、市における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために、重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

3 機能確保のための施設や設備の整備

市は、災害時における業務継続に向けて、耐震性の確保された防災拠点施設を整備し、行政機能の継続に必要な、情報通信機器などを移設する。

また、新たに整備する防災拠点施設には、非常用電源、非常用水源、備蓄倉庫及び災害対策本部用活動スペースなどの機能を持たせることとし、耐震性の劣る既存の庁舎の再編を含めた計画的な整備を図る。

第25節 企業防災の促進

【方針】

大規模災害の発生によって、企業の事業活動が長期にわたって停滞した場合、広く国内外の経済活動に影響を及ぼすばかりか、市民生活や復興にも影響を及ぼすこととなる。このため、大規模災害発生時の被害を最小限に抑制しつつ、速やかな事業継続が可能な対策を推進することが求められている。このために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の策定及び事業継続マネジメント（Business Continuity Management、以下「BCM」という。）に取り組むなどの予防対策を進める必要がある。

市、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時においても、企業が果たすべき社会的役割が十分に発揮できるよう、BCPの策定等や企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

【実施担当部】

産業振興部 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たすべき社会的役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定や各計画の点検や見直し等をはじめとするBCMに取り組むなどの防災活動の推進に努める。

(1) 生命の安全確保

不特定多数の顧客等の来場や滞留が想定される施設の管理者等は、顧客と従業員等の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

特に、工場を擁する製造業などにおいては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みを行う。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めて、継続的に事業継続の取り組みを実施する。

(4) 地域への貢献と共生

災害が発生した際に企業は、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の経済活動の一日も早い復旧を目指すことが望まれる。

また、その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら地域の主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取り組み

市、県、商工団体等は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業の表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる BCP 策定支援及び BCM 構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行う。

市、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(1) BCP の策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性や BCP 及び BCM の必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業が BCP を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 支援体制の整備

企業が被災した場合の相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援策について予め整理しておく。

(3) 施設等管理者

浸水想定区域に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第26節 防災対策に関する調査研究

【方針】

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

【実施担当部】

市長室 建設部 消防本部

【実施内容】

1 災害危険地予察

市は、関係機関の協力を得て、毎年河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を市計画に反映する。

2 風水害対策基礎調査

岐阜県における大規模災害発生状況をみると、風水害とりわけ水害による災害が多く、風水害による被害を最小限に留める対策を樹立するため、市、県等は、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進する。

- (1) 岐阜県における既往の風水害
- (2) 降水量と河川災害
- (3) 浸水想定区域図
- (4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

3 火災対策基礎調査

市及び防災関係機関は、相互協力して消防対策を図るため、調査研究を推進する。

4 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテや防災マップの作成を積極的に推進する。

5 リスクの評価

市及び県は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第27節 航空災害対策

【方針】

航空機の墜落等の事故により多数の死傷者等の発生が伴う航空災害に対応するため、必要な情報収集、連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保及び防災訓練等を行う。

【実施担当部】

市長室 総務部 健康福祉部 建設部 消防本部

【実施内容】

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、航空災害に対する情報の収集及び連絡体制の整備を図る。その際、夜間及び休日においても対応できる体制の整備を図る。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて車両、デジタルカメラ及び携帯電話等の情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有線、無線通信システムの一体的運用及び応急対策等に加え、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮しながら、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

市、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

3 消火、搜索、救急救助及び医療活動

(1) 消火活動

市は、消防ポンプ自動車や化学消防車等の車両やその他の資機材の整備のほか、消防用化学消火薬剤等の備蓄に努める。また平常時より関係機関相互間の連携の強化を図る。

(2) 搜索活動関係

県警察は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

(3) 救急救助活動

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(4) 医療活動

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品及び医療資機材等の備蓄に努める。

4 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機や情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設や設備の整備を図る。

市及び県は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

市、県、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

市、航空運送事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、事故の内容及び事故による被害の想定を明らかにしたうえで、時間や場所等の様々な条件を設定して実践的な訓練となるように工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第28節 鉄道災害対策

【方針】

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生が伴う鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報収集、連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保及び防災訓練等を行う。

【実施担当部】

市長室 総務部 企画部 生活環境部 健康福祉部 建設部 消防本部

【実施内容】

1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突や置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシ等の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

2 鉄道の安全な運行の確保

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

3 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めて、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両の故障データや検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

4 情報の収集及び連絡関係

(1) 情報の収集及び連絡体制の整備

市、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集及び連絡体制の整備を図る。その際、夜間及び休日においても対応できる体制の整備を図る。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて車両、デジタルカメラ及び携帯電話等の情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備または災害時優先電話の整備に努める。

市及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有線、無線通信システムの一体的運用及び応急対策等に加え、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮しながら、災害時の重要通信

の確保に関する対策の推進を図る。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

5 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

市、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

6 消火、搜索、救急救助及び医療活動

(1) 消火活動

市は、消防ポンプ自動車や化学消防車等の車両やその他の資機材の整備のほか、消防用化学消火薬剤等の備蓄に努める。また平常時より関係機関相互間の連携の強化を図る。

(2) 搜索活動関係

県警察は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

(3) 救急救助活動

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(4) 医療活動

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品及び医療資機材等の備蓄に努める。

市は、あらかじめ、鉄道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡及び連携体制についての計画を作成するよう努める。

7 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる人員または応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機や情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

8 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設や設備の整備を図る。

市及び県は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

9 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

市、鉄道事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

市、鉄道事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、事故の内容及び事故の被害の想定を明らかにしたうえで、時間や場所等の様々な条件を設定して実践的な訓練となるように工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

(3) 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設及び車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

10 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努める。

市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施及び統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第29節 道路災害対策

【方針】

橋梁等の道路構造物の崩壊等による多数の死傷者等の発生を伴う道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集と連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保及び防災訓練等を行う。

【実施担当部】

建設部 市長室 総務部 健康福祉部 消防本部

【実施内容】

1 道路交通の安全のための情報の充実

市及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するための情報を活用できる体制の整備を図る。

道路管理者は、道路施設等の異常を早期に発見し、速やかな応急対策を行うために、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

(1) 道路施設等の整備等

道路管理者は、平常時の点検やパトロールを通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

(2) 道路ネットワーク整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じて、安全で信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図る。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集及び連絡関係

ア 情報の収集及び連絡体制の整備

市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集及び連絡体制の整備を図る。その際、夜間及び休日においても対応できる体制の整備を図る。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて車両、デジタルカメラ及び携帯電話等の情報収集手段を活用できる体制を整備する。

イ 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有線、無線通信システムの一体的運用及び応急対策等に加え、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮しながら、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

4 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用 방법等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市、県、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

5 消火、搜索、救急救助及び医療活動

(1) 消火活動

市は、消防ポンプ自動車や化学消防車等の車両やその他の資機材の整備のほか、消防用化学消火薬剤等の備蓄に努める。また平常時より関係機関相互間の連携の強化を図る。

(2) 搜索活動関係

県警察は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

(3) 救急救助活動

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(4) 医療活動

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品及び医療資機材等の備蓄に努める。

市は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡及び連携体制についての計画を作成するよう努める。

6 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

7 危険物等の流出時における防災活動関係

市、県及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努める。

8 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

9 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

市、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

市、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにしたうえで、時間や場所等の様々な条件を設定して実践的な訓練となるように工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

(3) 道路啓開訓練の実施

市、国及び県は、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。

10 施設や設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設や設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力や資機材等についてあらかじめ把握しておく。

また、道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため資料の複製も別途保存するよう努める。

11 防災知識の普及

市は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第30節 放射性物質対策

【方針】

放射性物質（「核燃料物質等」を除く。）の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、
災対法及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号。
以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、必要な予防対策を進める。

【実施担当部】

市長室 健康福祉部 消防本部 市民病院

【実施内容】

1 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。

- (1) 施設の不燃化等の推進
- (2) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (3) 施設等における放射線量の把握
- (4) 自衛消防体制の充実
- (5) 通報体制の整備
- (6) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (7) 防災訓練等の実施

2 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図る。

3 防災対策資料の整備

岐阜労働局、市及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者及び放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

5 災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害発生時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第31節 危険物等保安対策

【方針】

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者等の発生を伴う危険物等災害の防止と災害発生時における危険物等の保安を確保するために、必要な措置を行う。

【実施担当部】

消防本部 市長室 生活環境部 建設部 総務部

【実施内容】

1 危険物等関係施設の安全性の確保

（1）危険時の通報

危険物等の貯蔵及び取扱事業者（以下、「事業者」という。）は、その施設において危険物等の流出、火災またはその他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨を消防署及び警察署に通報する。

（2）緊急措置

中部近畿産業保安監督部、市及び県は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、事業者に対し、危険物等の使用を停止し、または危険物等の取扱いを制限し、もしくは変更を命ずる。

（3）規制、立入検査等

事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安体制の整備を推進する。また、消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検や自主点検の実施等による施設の安全性の確保に努めるよう指導する。

（4）教養、指導

市、県及び事業者の団体は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会や研修会を実施し、適切な保安管理方法等をはじめとする危険物等に関する知識の向上を図る。

（5）安全性の向上

市、県及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明を行い、必要な再発防止対策を講じて、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

（6）風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 危険物等の輸送、移送、移動及び対策

市及び県は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防等などについて指導する。

3 高速道路上の危険物等事故対策

市の高速道路における危険物等事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応する。

4 情報の収集及び連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集及び連絡体制の整備を図る。その際、夜間及び休日においても対応できる体制の整備を図る。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて車両、デジタルカメラ及び携帯電話等の情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有線、無線通信システムの一体的運用及び応急対策等に加え、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮しながら、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

5 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

市、県、危険物等の貯蔵、取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市、県、事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

(3) ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で各市町村に必要な応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進する。

6 救急・救助、医療及び消火活動関係

(1) 救急及び救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市、県は、あらかじめ、事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡及び連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 消火活動関係

市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保や消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

市、県及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

7 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。また、広域的な交通管理体制の整備に努める。

8 危険物等の流出時における防除活動関係

市は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

9 避難収容活動関係

市は、避難場所、避難所及び避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難誘導體制の整備に努める。

10 施設や設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設や設備の被害状況の把握と応急復旧を行うための体制をあらかじめ整備し、あわせて必要な資機材の充実を図る。

11 防災業務関係者の安全確保関係

市は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

12 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

13 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急及び救助等

の訓練を実施する。

市、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、県警察、消防機関、自衛防災組織、地域住民等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定して実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

14 災害復旧への備え

市、県、事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

15 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市、県等は、危険物安全週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ及び災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、映像等の訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市及び県は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第32節 大規模な火事災害対策

【方針】

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害の防止と実際の発生に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集、連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保及び防災訓練等を行う。

【実施担当部】

消防本部 各担当部局

【実施内容】

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川などの都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業などによる市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェンス化の推進に努める。

イ 建築物の防火管理体制

市、県、事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

イ 市、県、事業者等は、高層建築物等について、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化及び防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料や防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限及び安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

2 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集及び連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両、デジタルカメラ及び携帯電話等の情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有線及び無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATV ケーブルの地中化の促進を図る。

3 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

4 救急・救助、医療及び消火活動関係

(1) 救急・救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

市、県及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

(3) 消火活動関係

市は、大規模な火事に備え、消火栓以外にも、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定に基づいた消防水利、消防体制及び消防ポンプ自動車等の消防用機械や資機材の整備促進に努める。

5 緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努める。

県警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

6 避難収容活動関係

市は、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

指定緊急避難場所については、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

7 施設、設備の応急復旧活動関係

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握と応急復旧を行うための体制をあらかじめ整備し、あわせて必要な資機材の充実を図る。

8 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市、県、放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図る。

市及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

9 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。

市、県、県警察、事業者、防災関係機関、地域住民等は、相互に連携した防災訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

市、県、県警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市及び県は、全国火災予防運動及び防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防

災知織の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市及び県は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第33節 雪害予防対策

【方針】

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、主要県道並びに市道等の交通、鉄道等の輸送、電力・通信の確保その他緊急時に対処するための諸対策を講じ、雪害予防体制の整備等を行う。

【実施担当部】

建設部 上下水道部 市長室 消防本部

【実施内容】

1 ライフライン・道路施設等対策

雪害が生じた場合、停電や交通手段の途絶などにより、都市機能に障害が発生することが考えられる。市は、県及び関係機関と連携して、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

また、道路管理者等は、大雪による除雪・融雪・凍結防止活動を速やかに行うため、平時より必要箇所の把握を行うとともに、車両運行のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、凍結防止剤、スコップ等の除雪資機材の常備及び民間建設業団体等関係機関の活用等により、予防体制の充実を図る。

2 情報連絡体制の強化

市は、各関係機関との連携強化を図り、気象に関する情報、災害情報、道路状況及び公共交通機関の運行状況等を収集し、住民等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制の充実強化を図る。

また、停電等による通信手段の途絶等に備え、平時より衛星電話の活用及びMC A無線や衛星携帯電話等の整備に努めるものとする。

3 地域住民への啓発

市は、降積雪時における交通確保及び除排雪が効果的に行われるよう、市民に対し、路上駐車や道路への雪の投げ捨て等除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力を促すとともに、住宅の近く等については自力除雪を呼びかけるものとする。

4 救助・消火活動体制の強化

市は、積雪時には消防団とともに、消火栓、防火水槽等の除排雪に努めるものとする。

また、降積雪時の迅速な消火活動又は救急・救助活動を実施するため、道路管理者及び隣接自治体との道路情報の収集連絡体制を強化する。

5 交通安全確保対策

道路管理者等は、道路交通等への障害を生じさせないため、平常時から倒木のおそれがある立木伐採等を行うものとする。

市は、降積雪時に交通事故及び交通渋滞の発生を防止するため、県警察等と連携し、交通規制を行い、啓発を図る。

第34節 大規模停電対策

【方針】

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

【実施担当部】

市長室 総務部 企画部 市民協働部 健康福祉部 建設部 教育委員会 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 事前防止対策

市、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

2 代替電源の確保

市、県及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

市及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。